

【後期 第4問】

甲は、平成27年8月から10月にかけて自らを医師あるいはA県知事の認定を受けた電気医療器販売会社であるかのように装って、13回にわたり、のべ17名の顧客に対し、難病に特効のある新しい医療機器と称し、ドル・バイブレーター（電気按摩器）を販売し、代金として金員の交付を受けた。また、同様の手口により、ドル・バイブレーターを貸与し、その貸与に際しての保証金・使用料・診断料といった名目で金員の交付を受けた。

甲は本件ドル・バイブレーターについて「A県立B病院、C医科大学、国立D大学医学部附属病院にのみあって、一般には入手が困難である。中風や小児麻痺に特効のある、最新鋭の特殊な医療機器であり大変有用だ」と説明し販売をしていた。しかし、実際のところ本件ドル・バイブレーターは、電気器具店、理容用具店等で一般に市販され、何人も容易に入手することが可能な、時価1500円程度のものであり、中風・小児麻痺等の疾病に何ら特効がないものであり、甲の本件説明は虚偽であった。

なお、甲は顧客に対して本件ドル・バイブレーターをそれぞれ2200円ないし2400円で貸し付け、販売していた。また、甲は医師ではなく、また、電気医療器販売につきA県知事の指定を受けているものでもなかったとする。

甲の行為の罪責を検討せよ。

（ただし不正競争防止法など、特別法違反の点は除く。）

最高裁昭和34年9月28日第二小法廷判決